

雨水出水浸水想定区域図に関する Q&A

Q1.雨水出水浸水想定区域図とは何ですか。

水防法第14条の2の規定に基づく想定される最大規模の降雨（1時間当たり153mmの降雨）により、公共下水道などの排水施設で雨水が排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を表示した図のことです。

Q2.雨水出水浸水想定区域図を作成する目的は何ですか。

浸水に対する事前のリスク情報として、想定される浸水区域や浸水深を公表周知することで住民の避難行動を円滑にし、浸水被害の軽減を目的としています。

Q3.区域に指定されるとどうなりますか。

雨水出水浸水想定区域に指定されると、水防法第15条に基づき、地域防災計画に雨水出水に関する情報を記載するとともに、内水ハザードマップを作成して周知することが必要となります。

Q4.指定された区域は市内全域ではないのですか。

水防法では、公共下水道（雨水）を整備した区域を指定することとされておりますが、上尾市では整備予定区域も含めた事業計画区域を対象としています。

Q5.想定最大規模降雨とは何ですか。

国土交通省において、日本を降雨特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において、過去に観測された最大の降雨量により、設定した降雨です。上尾市の地域区分は「関東」地域に該当し、1時間あたり153mmの降雨です。なお、「関東」地域は平成11年に千葉県香取市で実際に降った1時間に153mmが採用されています。

Q6.浸水継続時間を表示しないのはなぜですか。

シミュレーションの結果、0.5m以上の浸水が長時間（概ね 24 時間以上）継続しないため、浸水継続時間を表示しておりません。

Q7.川からの越水は考慮していますか。

内水(下水道施設から排水できずに溜まった雨水)を対象とした浸水図となりますので、外水（河川からの越水等）は考慮されておりません。外水氾濫による浸水想定等は「上尾市水害ハザードマップ」にお示ししていますので合わせてご確認ください。

Q8.浸水深さが大きいところの要因は何ですか。

地盤高の低い地域と浸水深が高くなる地域は概ね一致しております。これは、排水能力を超えると水が流れにくくなり、低い地盤へ流れて溜まったためと考えられます。

Q9.今回着色されていない区域は、今後も浸水の可能性がないということですか。

着色されていない区域でも10cm未満の浸水が発生する可能性があります。場所によっては、道路より低い宅地や道路側溝の土砂の堆積、土地利用の変化等により、実際の浸水状況と違うところもあります。

Q10.雨水出水浸水想定区域図と洪水浸水想定区域図の違いは何ですか。

洪水浸水想定区域図は河川氾濫等の外水による浸水想定区域図であり、雨水出水浸水想定区域図は放流先の河川が満水になった際に、吐ききれずに浸水する内水の浸水想定区域図で、河川から離れた各所でも浸水が発生しております。

Q11.雨水出水浸水想定区域図と内水ハザードマップの違いは何ですか。

雨水出水浸水想定区域図に水害時の避難場所、避難経路などの防災情報を記載したものが今後作成をする内水ハザードマップ（水防法に基づくもの）となります。

Q1 2.内水ハザードマップ（水防法に基づくもの）の作成予定はいつですか。

現時点での作成時期は未定ですが、関係課と連携しながら、雨水出水浸水想定区域図を基にした内水ハザードマップ（水防法に基づくもの）の作成を進めてまいります。
なお、内水ハザードマップ（水防法に基づくもの）を作成した場合、宅地建物取引業者は不動産取引時に浸水リスク情報について、重要事項説明を行う必要が生じるため、ホームページ等で改めてお知らせします。